

平成27年4月20日

四街道市長 佐渡 斉 様

みそら自治会会長 廣島 宏造



ごみ処理施設問題の第一回交渉会の開催日と議題について

1. 開催日 : 平成27年5月3日 午後1:00～
2. 場所 : みそら自治会集会場
3. 出席者 : 市側 市長および市職員 みそら自治会側 会長および自治会役員
4. 議題
 - (1) ごみ処理施設問題に対する、みそら自治会（以下「自治会」という。）の基本的考えは「ごみ処理施設の撤去・移転を求める」です。これに対する市長の基本的考えをお示し下さい。
 - (2) 市から届いた、平成25年5月7日の廃第7号と平成25年7月8日の廃第14号の整合性について、みそら住民が理解出来るような具体的且つ、明確な説明を求めます。
 - (3) 平成25年7月8日の公文書は、明らかに自治会組織への介入及び強制であると考えています。みそら住民が理解出来るような具体的且つ、明確な説明を求めます。また、みそら住民に対して謝罪文の提出を求めます。
 - (4) 平成27年3月8日の班長会で市への回答書が承認されました。それを受けて中村前会長は、翌9日に市への提出を申し入れました。それに対して市長は12日に提出して頂きたいと答えておられます。一方、3月議会で議員の質問に対して、「自治会の回答を待っています」と繰り返し答弁されています。議員の質問が9日に終了することを知りながら、何故12日を指定されたのかを明確に答えてください。
 - (5) 現在、確認書で市と自治会とが締結した内容について、違約状態になっています。確認書の2.「操業延長に関する条件」のうち、(2)、(3)、(4)及び(5)を除く項目に対する市の対応について、具体的且つ、明確な説明を求めます。
 - (6) 平成25年4月2日に清掃組合から加入協議を白紙にすると通告されました。政治は結果責任を問われます。このことに対する市長の責任を明確にお示し下さい。
5. 今後の交渉会の進め方
 - (1) 5月中に4. (1)～(6)について、数回の交渉会を開催して精力的に議論をしたいと考えています。また、議論は項目毎に行い、市および自治会の双方が納得した時点で、次の議題に移ることとします。ただし、客観的に判断して検討に相当な時間が必要と双方が認めた場合は、懸案として残すことにします。市のご理解・ご協力をお願いします。
 - (2) 6月は市議会が開催されると思いますので、上記(1)項の議論の中で懸案となった事項は、9月末までに解決に向けた議論を積み重ねて参ります。
 - (3) それでも「撤去・移転」の行動を市が始めない場合は、確認書に基づいた「現ごみ処理施設の操業停止」を行うこととします。
6. 第一回交渉会の議題に対する回答日 : 平成27年4月27日までをお願いします。

尚、回答に当たっては次頁以降の「補足説明及び質問」を踏まえたものとして下さい。但し、市側の検討時間との関係もあるかと思しますので、(1)～(4)項の議題について



上記4月27日を厳守願いますが、(5)、(6)項の議題の回答日が何時になるかを、4月27日の回答日に示して下さい。

ごみ処理施設問題の第一回交渉会議の補足説明及び質問

4. (1) 項について

交渉はお互いの基本的考え方を明示して行うのが通例です。これまでの市の回答は、抽象的に「意見をお伺いしながら協議させていただきます。」との表現が目立ちますが、申すまでもなく、ごみ処理施設問題の解決は市の責任において行われなければなりません。その立場に立った回答をお願いします。

以下の項目についての回答も同様です。

4. (2) 項について

- ① 当時の自治会の対応は、平成25年5月12日の班長会で以下の報告をしている。「市の申し入れは、何の協議をしたいのかは具体的に出てきていない。従って、市に対し7月の班長会に具体的な内容を報告したいので、具体的な内容を提案するように申し込んだ。」また、5月発行のエコーみそら2号(全会員に配布される。)には「市から確認書について協議したいとの依頼があり、自治会としては、市からの具体的提案を待って、対応を考えています。」と記載されている。
- ② 7月8日の公文書は、5月7日の公文書の具体的内容とは程遠い内容である。
- ③ 二回のタウンミーティングで、市・自治会共に5月7日の公文書に一度も触れていない。又、「突然継続操業を認めてくれとは何事か!」と、住民の怒りの質問に対しても、市として正当な5月7日申し入れの公文書について、何故説明しなかったのか疑問である。
- ④ 平成25年2月の市長選挙の際、選挙の争点となった為「継続操業の中で共存共栄を図っていくと公約した」とタウンミーティングで述べておられます。この内容は7月8日の内容と同じです。その中間の時期に当たる5月7日にはこのことに一切触れていません。同じ人の行動・言動として到底理解出来ません。
- ⑤ 現時点でも、みそら住民は平成25年5月7日に市から公文書が来たことを知らない。また、諮問委員会にもこの文書を執行部は提示していない。このことは自治会内部の問題ではありますが、上記経過から疑問がぬぐえません。

4. (3) 項について

ごみ処理施設問題に関するみそら住民の意識は、「撤去・移転を求める」と「継続操業を認めても良いのではないか」との二つがあることは、十分知っておられると思います。

市長自ら「これまでの経緯はほかの市長より知っているつもりです。」と述べておられることから当然です。

然るに、7月8日の文書は「貴自治会の皆様の総意において、現施設の継続的な操業をお認めていただくとともに、」と記載されています。自治会が認めるか否かの判断をどのようにするかは自治会組織で決めることであります。住民意識の一方の意見を総意として認めて欲しいと述べることは、自治会活動への不当な介入・強制であり自治権の侵害と考えます。

4. (5) 項について

- ① 確認書にある平成27年3月31日までの出来るだけ早い時期に現ごみ処理施設の稼働を停止することとなっているが実現していない。大変遺憾に思いますが、市長はこの責

任をどのように取るのか具体的にお答え下さい。

- ② 平成27年4月1日以降ごみ処理施設の継続操業についての市からの要請は未だ来ていません。それは何故ですか。

参考までに、平成25年7月8日、廃14号によると確認書に規定している操業期間については、「履行できない状態となり大変申しわけなくお詫び申し上げます。中略。今後におきましても現施設の継続操業を切にお願いする次第です。」とありますが、この前提は市が現施設を継続操業させることが最も有効であると認識しているという視点に立ったお願いでした。しかし、自治会は平成27年2月1日の投票により総意で継続操業を認めないという結論を出しました。7月8日のお願いは認めないこととなっております。

- ③ 平成27年2月1日の投票以降、自治会の方針は決まっています。市は問題の解決のためにアクションをとりましたか。市はこのことを市民に伝えましたか。
- ④ 市はできるだけ短時日のうちに現ごみ処理施設の稼働停止に向け行動に移らなければならないと私達は考えます。すでにアクションを取られたのであればお知らせ下さい。問題解決の方法について市の考えを具体的な方法・計画によって示して下さい。手続き等に時間を掛けるべきでは無いと考えます。
- ⑤ 残念ながら確認書の違約補償について協議をしなくてはならなくなりました。これは全て市の責任であります。補償についてどのように考えるのか明示してください。

4. (6) 項について

- ① 佐渡市長が選挙に当選された平成22年、市は佐倉市・酒々井町清掃組合への加入協議の中にありました。その時点でもし、清掃組合の加入を断念して市単独でごみ処理を行うことにした場合、確認書の約束の期限を守れないことは認識されていましたが、
- ② 清掃組合加入の条件で合意が出来ない中、平成25年2月、清掃組合から組合加入の決断を平成25年3月末までに出来ないなら加入協議を白紙に戻すと通告されましたが、何故応じなかったのですか。
- ③ 平成25年4月2日に清掃組合から加入協議を白紙にすると通告されました。その時、何故吉岡に建設する方向で地区との協議を再開しなかったのですか。
- ④ 平成25年5月2日の公文書で、「加入負担金や土曜日搬入の合意がえられず」と記載されていますが、先方にとって土曜日搬入は全く受け入れられないことを当市側が察知したのは何時の時点ですか。

以上